#### ■ 十八訂版の書籍詳細

税理士 杉田 宗久/監修 税理士 金井 恵美子/著令和7年6月10日発売

定価: 2,200円(本体 2,000円+税) A 5 判 298 頁

電子版の販売はございません

## 2 STEPで課税区分を判定できる「課否判定表」など

- ○「課否判定表(2,100例)」、「軽減税率と標準税率の具体例」、 「簡易課税の事業区分具体例(600例)」など、経理業務経歴の浅い方から、 税務の専門家の方々まで、迅速な判断にお役立て頂ける実務書です。
- ○仕入税額控除におけるフリマアプリの利用や任意組合等の対応など、 実務上関心の高いインボイスの取扱いについての記述も多数。

## 【十八訂版】令和 7 年4月改正対応

# 寒消費税ハバブック

consumption tax handbook

勘定科目別 形態別 国境を越えた役務の提供

課
高
判
定
2100例
簡
易
思
税
事
策
区
か
600例
軽
減
税
率
の
具
体
例

税理士 杉田宗 久監修税理士 金井 恵美子著

## 目次 【十八訂版】令和7年4月改正対応 実務消費税ハンドブック

#### ■インボイス制度の概要

令和7年度の主な改正	3
■納付すべき消費税額の計算の概要	4
■申告書の計算欄	5
■凡例	11

#### 課否判定表

■課否判定表50音順索引 12 ■勘定科目別課否判定表 23

#### 【損益計算書科目】

科目	該当頁	科目	該当頁	科目	該当真
売上高	P23-24	接待交際費・寄附金		租税公課	P30-3
売上原価	P24	会議費		地代家賃	P31
販売費及び一般管理費	P25-32	水道光熱費	P29	リース料	P31-3
人件費	P25-26	修繕費	1 29	雑費	P32
旅費交通費	P26	減価償却費	]	貸倒引当金繰入	7 732
荷造運送費	P26-27	保険料			
通信費	P27	会費	P29-30		
宣伝広告費	P28	図書研修費	P30		
販売促進費	Г20	支払手数料	150		

科目該当		科目	該当頁	科目	該当頁
営業外収益	P33-35	貸倒引当金戻入		売上割引	
受取利息・配当金		債務免除益	為替換算差損·為替決済差損		
仕入割引	P33	為替換算差益·為替決済差益	貸倒損失 200		
補助金収入		有価証券売却益			P35
損害賠償金	P33-34 固定資産売却益 P35 有価証券売却:		有価証券売却損	L 20	
収用補償金等	P34	営業外費用		固定資産売却損	
雑収入	1 34	支払利息		資産評価損	
償却債権取立益	P35	手形売却損		過年度修正損	

#### 【貸借対照表科目】

科目	該当頁	科目	該当頁	科目	該当頁
流動資産	W - 1 ×	建設仮勘定(住宅以外)	W 1 X	公共施設·共同施設負担金	P39
現預金	1	機械装置・工具・器具・		自動車リサイクル料金	100
受取手形・暗号資産		備品・車両	P37	繰延資産	
売掛金		減価償却累計額		創立費	
貸倒引当金	1	無形固定資産		開業費	
有価証券	1	差入保証金·敷金·権利金		開発費・試験研究費	
商品	P36	借地権		新株発行費・社債発行費	1
貯蔵品	1.20	営業権		社債発行差金	
未成工事支出金		特許権・実用新案権等	P38	負債の部	
立替金		特許出願中の権利	1 30	買掛金	
前渡金・仮払金		ノウハウ		未払金	
前払費用		著作権・出版権・著作隣接権	群接権 前受金		
貸付金		ソフトウエア	預り金		
繰延税金資産		電話加入権	借入金		
有形固定資産	P36-37   <b>投資その他の資産</b>   P38-40   未払法人税等				
土地	P36	ゴルフ会員権	P38	純資産の部	
建物(住宅)	P37	リゾートクラブの会員権	P38-39		
建物(住宅以外)	101	信託	P39		

| 該当頁 | 取引・対価等 該当頁 取引・対価等 取引・対価等 輸出取引・国外取引 P41-46 有価証券取引等 P51-53 学校関係 P55-56 P46-47 医療関係 輸入取引 P53 宗教法人関係 P56 不動産賃貸取引 P47-49 助産等 個人事業者 P56-58 P54 P50-51 介護サービス その他 不動産販売取引等 P58-62 不動産管理等 P51 社会福祉事業 P54-55

電気通信利用役務の提供 P63-68

プラットフォーム課税の判定 P68

特定役務の提供 P69-70

..... 41

消費税のし	ノくみ
-------	-----

	1.納税義務者	2.国内取引	•••••			• • • • •		 71
	3.国内取引につい	ての不課税・	非課税·	免税・	課税	4.	輸入取引	 72
■課	否判定フローチャー	-						 73

#### 消費税の基礎実務

日子しい・・生みこう	
■納税義務者	74
1.納税義務者 2.実質帰属主義 3.公共法人・公益法人等	
4.人格のない社団等	
5.従業員団体 6.共同事業 7.有限責任事業組合 (LLP)	
8.匿名組合 9.法人税のグループ通算制度の適用がある場合	
10. グループ法人	75
■事業者免税点制度	76
(1) 納税義務の免除	
1.免税事業者 2.基準期間 3.基準期間における課税売上高	
4.個人事業者の特定期間 5.法人の特定期間	
6.特定期間の具体例 ····································	79
(2) 高額特定資産を取得した場合等の特例 (3年縛り)	
(3) 基準期間がない法人 (新設法人・特定新規設立法人・3年縛り)	
(4) 課税事業者の選択 (選択・不適用・2年縛り・3年縛り)	
(5) 免税事業者が課税事業者となった場合等 (棚卸資産の調整措置他)	
■国内取引の課税の対象	
1.課税対象 2.国内取引か国外取引か	
3.事業者が事業として 4.対価を得て	100
5. 資産の譲渡	
り. 資産の負付け / . 位務の提供	
■ 非誅忱 1. 土地の譲渡及び貸付け	
1. 工地の譲渡及び負刊り	
2. 有価証券等の譲渡 3. 利子・保証料・保険料等を対価とする役務の提供 ····································	
4.郵便切手類・印紙・証紙・物品切手等の譲渡	
4. 野民の子規・印献・証献・初品の子等の譲復	
6.社会保険医療等 7.介護サービス・社会福祉事業 ····································	
8.助産 9.火葬埋葬 10.身体障害者用物品の譲渡等	
8. 切座 9. 八昇座第 10. 月径障害有用物品の譲渡等	
11. 12. 教科用図書の譲渡 13. 住宅の貸付け	
14. 1人1	114

■資産の譲渡等の時期	
(1) 資産の譲渡等の時期の原則	114
1.納税義務の成立 2.前受金・仮受金 3.棚卸資産 4.請負契約 …	114
5.固定資産の譲渡 6.有価証券の譲渡	116
7.貸付金の利子等 8.賃貸借の使用料等	117
9.商品先物取引 10.強制換価手続き 11.設立中の法人	117
(2) 工事進行基準	
(3) 延払基準	
(4) 現金主義	
■課税標準	
(1) 課税資産の譲渡等に係る対価の額	121
1.対価の額 2.対価に含まれる税金の取扱い	
3.課税資産と非課税資産の一括譲渡	121
4.外貨建取引 5.委託販売・業務代行等	
6.物品切手等を対価として受け入れた場合 7.下取り	
8.対価が確定していない場合 9.その他の対価の取扱い	
10. 特殊な課税資産の譲渡等	
(2) みなし譲渡及び低額譲渡	
(3) ポイント制度の課税関係	
■税率 ··········	128
■軽減税率(具体例は巻末)	128
1.軽減税率の対象 2.食品の範囲 3.一体資産	
4. 一体資産の税率	129
5.飲食料品の委託販売 6.外食(食事の提供) 7.ケータリング ····································	
8.飲食料品の輸入 9.一体貨物	132
10. 新聞の譲渡 11. 軽減税率対象品目の譲渡がない事業者	
■ 税率に関する経過措置	
■ 課税標準額に対する消費税額	
■此次版中	
1.概要 2.課税仕入れ	
3.給与等の取扱い	
4.寄附金・慶弔費 5.費途不明金 6.為替差損益	
7.対価の額が確定していない場合 8.免税購入品の仕入れ	
9. 密輸入品の仕入れ 10. 輸入にかかる消費税	
(1) 仕入税額控除の時期	
(2) 控除対象仕入税額の計算	
(3) 2割特例	1/12
(4) 全額控除	
(5) 個別対応方式	
(6) 一括比例配分方式	
(7) 個別対応方式又は一括比例配分方式の選択	152
(8) 課税売上割合	155
(9) 仕入れに係る対価の返還等を受けた場合	154 251
(10) 固定資産の取得	150
(11) 居住用賃貸建物の仕入税額控除の制限	
(12) 課税賃貸用に供した場合又は譲渡した場合の調整	
(13) 調整対象固定資産の調整	164
(14) カジノ業務に係る仕入税額控除の特例	

■インボイス発行事業者の登録	
1.インボイス発行事業者の登録 2.免税事業者が登録する場合の経過措置 …	168
3.新たに事業を開始した場合 4.相続があった場合	
5.任意組合 6.インボイス発行事業者の公表	170
7.公表サイトの活用 8.登録の取消届 9.職権による登録の取消し	171
■インボイス交付の義務	172
1.インボイス (適格請求書) 2.簡易インボイス (適格簡易請求書) ····································	172
3.返還インボイス (適格返還請求書)	172
3.返還インボイス (適格返還請求書)	173
5.インボイスと返還インボイス 6.交付義務の免除 7.委託販売	174
8.共有資産 9.偽インボイスの禁止	175
10. 修正インボイス 11. 免税事業者の請求書 12. 工事進行基準	175
■仕入税額控除の要件	176
(1) 帳簿及び請求書等の保存	176
1.保存する期間 2.帳簿の記載事項 3.保存するべき請求書等	
4. 仕入明細書等 5. 口座振替 6. 経費の立替払い	177
7. 任意組合の構成員 8.委託販売手数料	
9. 出来高検収 10. 電子インボイス	178
11. ETC 利用料金 ····································	179
12. 振込手数料等 13. フリマアプリの利用(古物商)	
14. フリマアプリの利用(古物商特例の適用なし) 15. 令和 5 年10月 1 日をまたぐ取引・	181
16. 課税庁の運営方針	
(2) インボイスの保存を要しない取引	
1.災害特例 2.公共交通機関特例など	
3.少額特例 4.免税事業者からの仕入れに係る経過措置(8割控除・5割控除)…	
■売上げに係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
■貸倒れに係る消費税額の控除	188
■信託	190
■信託	193
1.法人の課税期間 2.設立 3.組織変更 4.課税期間の短縮特例	
5.特例の不適用 6.2年間継続適用	
ツ曲なるよりはひ	
消費税の申告と納付	
■国内取引に係る確定申告	
■修正申告	
■更正の請求	
■中間申告	
■加算税	
■更正・決定	202
■納税地	203
消費税の経理処理	
■税抜経理方式と税込経理方式	204
■控除対象外消費税額等 ····································	207
■総額表示 ····································	208
輸入または輸出がある場合	
100/10/10/10/10/11/11/11/10/07/20/11	

■ 事業者が輸入した場合  ■ 輸出取引  1. 輸出免税等 2. 課税・免税・非課税の比較 3. 輸出免税等の範囲 4. 輸出物品の下請加工等 5. 外国貨物の譲渡 6. 船荷証券 7. 外国貨物に係る役務の提供等 8. 国際輸送等の範囲 9. 外航船舶等の譲渡等 10. 外航船舶等の水先・誘導等の役務の提供 11. 非居住者への譲渡等 12. 非居住者に対する役務の提供 13. 外航船等への積込物品 14. 軍用品 15. 外国公館等への譲渡 16. 非課税資産の輸出等 17. 非居住者からの利子の受取り 18. 適用要件 19. 商社を通じて輸出した場合 ■ 輸出物品販売場 15. 外国公館等場 15. 外国公館等場 15. 非民住者からの利子の受取り 18. 適用要件 19. 商社を通じて輸出した場合 ■ 輸出物品販売場 15. 外国公館等場 15. 対国公館等場 15. 対国公館等 16. 対国公院公院 16. 対国公院公院公院 16. 対国公院公院 16. 対国公院公院 16. 対国公院公院 16. 対国公院公院 16. 対国公院公院 16. 対国公院公院 16. 対国公院公院公院 16. 対国公院公院公院 16. 対国公院公院 16. 対国公院公院 16. 対国公院公院 16. 対国公院公院公院公院 16. 対国公院公院 16. 対国公院公院	···215 ···216 ···216 ···217 ···218 ···218 ···219 ···220 ···220 ···221
国境を越えた役務の提供がある場合	
■国境を越えた役務の提供に対する課税の特例 ■リバースチャージ方式 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	···227 ···228
公益法人等の特例	
■分類と特例 ■公益法人等の納税義務等 ■公益法人等の仕入税額控除の特例	230
企業組織再編成があった場合	
■納税義務の免除の特例等	237
個人事業者の場合	
■個人事業者の取扱い  1. 課税の対象 2. 個人事業者と給与所得者の区分  3. みなし譲渡 4. 親族間の取引 5. 仕入れの事業性 6. 家事共用資産  7. 現金基準 8. 課税期間 9. 確定申告期限  10. 納税地 11. 基準期間における課税売上高  12. 2 年間又は 3 年間の継続適用  ■相続により事業を承継した場合  ■事業の承継にかかわりなく相続人に適用がある事項	···246 ···248 ···249 ···250
簡易課税制度	
■簡易課税制度の概要  1.簡易課税制度とは 2.適用要件  3.控除対象仕入税額の計算 4.売上対価の返還等と貸倒れ  5.簡易課税制度選択のポイント 6.納税額の計算  ■簡易課税制度の手続き  1.選択届出書 2.選択できない場合 (3年縛り)	···254 ···254 ···254 ···256 ···256
3.届出書の効力 4.提出課税期間からの適用	257

6. 免税事業者となった場合 7. 合併・分割があった場合 256 8. 末日が休日の場合 256 8. 末日が休日の場合 256 9. 郵送は消印有効 10. 取下げ 11. 不適用届出書 256 12. 2 年間継続適用 13. 手続きの留意点 256 15. 災害変更特例 266 15. 災害変更特例 266 16. 特定非常災害の特例 266 17. 届出を失念した場合の対応 266 2. 兼業のみなし仕入率 266 2. 兼業のみなし仕入率 266 2. 兼業のみなし仕入率 266 1. みなし仕入率 266 1. みなし仕入率 266 2. 兼業区分 267 2. 第 1 種事業区分 267 3. 第 3 種事業 第 5 種事業及び第 2 種事業 266 3. 第 3 種事業 第 5 種事業及び第 6 種事業 266 3. 第 3 種事業 95 種事業及び第 6 種事業 266 5. 事業区分の判定 2. 第 1 種事業及び第 2 種事業 266 5. 事業区分の対法 6. 事業の区分をしていない場合 277 1 種類状态で表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表	5.イン	ボイス制度に係る経過措置		257
8 . 末日が休日の場合 9 . 郵送は消印有効 10. 取下げ 11. 不適用届出書 255 12. 2 年間継続適用 13. 手続きの留意点 255 14. 届出特例 266 15. 災害変更特例 266 16. 特定非常災害の特例 266 17. 届出と失念した場合の対応 266 2. 東薬のみなし仕入率 266 2. 東薬のみなし仕入率 266 3. 75%ルール=特例① 4. 75%ルール=特例② 266 3. 75%ルール=特例① 4. 75%ルール=特例② 266 3. 75%ルール=特例① 4. 75%ルール=特例② 266 3. 第3 種事業入が 1. 事業区分の判定 2. 第1種事業及び第2種事業 266 3. 第3 種事業、第5種事業及び第2種事業 266 5. 事業区分の方法 6. 事業の区分をしていない場合 277  ■ 1. 事業区分の方法 6. 事業の区分をしていない場合 277 ■ 1. 事業の分方法 6. 事業の区分をしていない場合 277 ■ 1. 事業の日から法律 266 ■ 1. 事業の日から法律 277 ■ 1. 事業の日から法律 277 ■ 282 ■ 282 ■ 282 ■ 283 ■ 283 ■ 284 ■ 284 ■ 285 ■ 286 ■ 287 ■ 287 ■ 287 ■ 288 ■ 2	6.免税	事業者となった場合 7.合併	<ul><li>分割があった</li></ul>	た場合258
19. 郵送は消印有効 10. 取下げ 11. 不適用届出書 255 12. 2年間継終適用 13. 手続きの留意点 255 14. 届出特例 266 15. 災害変更特例 266 16. 特定非常災害の特例 266 17. 届出を失念した場合の対応 266 17. 届出を失念した場合の対応 266 11. みなし仕入率 266 2. 兼業のみなし仕入率 266 2. 兼業のみなし仕入率 266 3. 75%ルール=特例① 4. 75%ルール=特例② 266 3. 75%ルール=特例① 4. 75%ルール=特例② 266 3. 第3 種事業 第5 種事業及び第 2 種事業 266 4. 第 4 種事業 266 3. 第 3 種事業 第5 種事業及び第 6 種事業 266 3. 第 3 種事業 第5 種事業及び第 6 種事業 266 5. 事業区分の方法 6. 事業の区分をしていない場合 277 軽減税率と標準税率の具体例 299  個人事業者が開業した場合の主な届出書・申請書 298 個人事業者が開業した場合の主な届出書・申請書 298 個人事業者が開業した場合の主な届出書・申請書 298 個人事業者が開業した場合の主な届出書・申請書 298  1	8 末日	が休日の場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
12. 2 年間継続適用 13. 手続きの留意点 266 14. 届出特例 266 15. 災害変更特例 266 16. 特定非常災害の特例 266 17. 届出を失念した場合の対応 266 2. 兼業のみなし仕入率 266 2. 兼業のみなし仕入率 266 3. 第3 種事業区分 267 3. 75%ルール=特例①= 4. 75%ルール=特例②= 266 3. 第3 種事業、第5 種事業及び第 2 種事業 266 3. 第3 種事業、第5 種事業及び第 6 種事業 266 3. 第3 種事業、第5 種事業及の方法 6. 事業の区分をしていない場合 277 簡易課稅の事業区分具体例 271  「種様の法令名等の略号は、慣例にならい、例えば所得税法は「所法」、所得稅法施行会は「所合」、所得稅法施行規則は「所規」、所得稅基本通達は「所基」と表示しています。ただし、消費稅法施行規則、消費稅法基本通達については、「法」「令」「規」「基通」と表示しています。 (令和 2 年 法律等 8 号) 消費稅法施行規則、消費稅法基本通達については、「法」「令」「規」「基通」と表示しています。 (令和 2 年 法律等 8 号) 消費稅法施行規則、消費稅法基本通達については、「法」「令」「規」「基通」と表示しています。 (令和 2 年 法律等 8 号) 消費稅法施行規則、消費稅法方等の持稅に関係係等を図る税制のな本的な改革を行うための消費稅法の施行に伴う法人稅の取扱関するとは、「治費稅法の施行に伴う所得稅の取扱について 1266・13 資稅法の施行に伴う所得稅の取扱にこついて 1266・13 資稅法の企工等に伴う印紙稅の取扱にこついて 1367 税法の企工等に伴う印紙稅の取扱にこついて 1367 税法の企工等に伴う印紙稅の取扱いについて 1367 税法の企工等に伴う印紙稅の取扱いについて 1367 税法の企工等に伴う印紙稅の取扱いについて 1586・13 では、13 では、13 でを確まえた仕入控除稅額の計算方は、表し、14 財産税差の企工等に伴う印紙稅の取扱いについて 1587・ルール」の適用要件の見直 と確認よりにといいて 1587・ルール」の適用要件の見直 26 人 14 財産概要編】 2 大工等の 東級情報 中制度に関する Q & 14 便概要編】 2 大工等の 取扱情報 に係る所得稅の取扱いに関する Q を 1 種別用の報 2 大工等の 取扱情報 2 人 1 関連要編 2 大工等の 取扱情報 2 人 1 側度配要編 3 大工、左官、とび職等の受ける報酬 2 大工等の 取扱情報 2 人 1 1 原配要編 3 大工、左官、とび職等の受ける報酬 2 人 1 1 原配要編 3 大工、左官、とび職等の受ける報酬 2 人 1 1 原配要編 3 大工、左官、とび職等の受ける報酬 2 人 1 1 原配要編 3 人 1 1 原工 3 人 1 1 年 3 人 1				
14. 届出特例 15. 災害変更特例 16. 特定非常災害の特例 17. 届出を失念した場合の対応 26. 17. 届出を失念した場合の対応 26. 2. 兼薬のみなし仕入率 26. 2. 兼薬のみなし仕入率 26. 3. 75%ルール=特例①= 4.75%ルール=特例②= 26. 3. 75%ルール=特例①= 4.75%ルール=特例②= 26. 3. 第3 種事業 第5 種事業及び第 6 種事業 26. 3. 第3 種事業 第5 種事業及び第 6 種事業 26. 4. 第 4 種事業 26. 5. 事業区分の方法 6. 事業の区分をしていない場合 27. ■間易課税の事業区分具体例 27. ■耐易課税の事業区分具体例 29. ■種税(本生標準税率の具体例 29. ■種税(本生標準税率の具体例 29.  個人事業者が開業した場合の主な届出書・申請書 29. 個人事業者が開業した場合の主な届出書・申請書 29. 個人事業者が開業した場合の主な届出書・申請書 29. 26. 4. 第 4 種事業 26. 4. 第 4 種事業 26. 6. 事業の区分をしていない場合 27. ■耐易課税の事業区分具体例 27.  軽減税率と標準税率の具体例 29.  ■ 種税(本生標準税率の具体例 29.  ■ 種税(本事と標準税率の具体例 29.  ■ 種税(本事と表に対象は「所表通」と表示しています。ただし、消費税法施行令、「所得税 上海行令で、市場で、に対していない場合 29. ■ 「利力報法施行令の事を改正するのの事務を設定する時間で、保存方法等の特徴に関するとは、「完全の施行の発力に対していて、消費税法の施行に伴う法人税の取扱いについて、消費税法施行令の事を改正するとは、「所得税 世間に接合・通 環境とこいて 消費税法の施行に伴う派泉所得税の取扱いについて 消費税法の施行に伴う服果所得税の取扱いについて 消費税法の施行を伴う服務の取扱いについて 消費税法の施行を伴う服果所得税の取扱いについて 消費税法の施行を伴う服務の取扱いについて 消費税との証に対して 第表 1 割費税をの施付を取削 第 5 た を 1 数 2 人 (国際興福) 計費税の軽減税率制度に関する Q & A (国際興福) 計費税の軽減税率制度に関する Q & A (国際興福) 大工、左言、とび職等の受ける報酬 大工、左言で、とび職等の受ける報酬 大工、左言で、とび職等の受ける報酬 大工、左言を、とび職等の受ける報酬 大工、左言を、とび職等の受ける報酬 大工、左言を、とび職等の受ける報酬 ないのでは報酬を表していまれば解析。 「解析の取扱いに関する Q を A (国際理事) に係る所得税の取扱いに関する Q を A (国際理事) に係る所得税の取扱いに対する Q を A (国際理事) に係る所得税の取扱いに関する Q を A (国際理事) に係る所得税の取扱いに関する Q を A (国際理事) に係る所得税の取扱いに関する Q を A (国際理事) に係る所得税の配扱いに対する Q を A (国際理事) に係る所得税との定する A (国際理事) を A (国際理事) に係る所得税との定する A (国際理事) を	19 9年	関	字·通用田田目	25.
15. 災害変更特例 26. 16. 特定非常災害の特例 26. 17. 届出を失念した場合の対応 26. ■みなし仕入率 26. 2. 兼業のみなし仕入率 26. 3. 75%ルール=特例①= 4. 75%ルール=特例②= 26. 3. 75%ルール=特例①= 4. 75%ルール=特例②= 26. 3. 第3 種事業、第5 種事業及び第 6 種事業 26. 3. 第3 種事業、第5 種事業及び第 6 種事業 26. 3. 第3 種事業、第5 種事業及び第 6 種事業 26. 3. 第3 種事業 26. 3. 第3 種事業、第5 種事業及び第 6 種事業 26. 3. 第3 種事業 26. 3. 第 2 種事業 26. 3. 第3 種事業 26. 3. 第 3 種事業 26. 4. 第 4 種事業 26. 3. 第 3 種事業 26. 4. 第 4 種事業 26. 5. 事業区分の方法 6. 事業の区分をしていない場合 27. ■間島課税の事業区分具体例 29.  ■ 種規の事業を分別表 6. 事業の区分をしていない場合 27. ■ 種類機法をと標準税率の具体例 29.  ■ 種類機法をと標準税率の具体例 29.  ■ 種類機法をと標準税率の具体例 29.  ■ 種類と表示しています。ただし、消費税法・施行令は、同様法・施行令、消費税法をあるの法律、国法・12. ■ 電話・1. 1	14 로비	田松が旭川   13. 十秋さり田息	₩	205
16. 特定非常災害の特例 17. 届出を失念した場合の対応	14. 油田	有例 ······		200
■みなし仕入率 26 1. みなし仕入率 26 2. 業業のみなし仕入率=原則= 266 3. 75%ルール=特例①= 4. 75%ルール=特例②= 266 3. 75%ルール=特例①= 4. 75%ルール=特例②= 266 3. 75%ルール=特例①= 4. 75%ルール=特例②= 266 3. 第3種事業、第5種事業及び第6種事業 266 3. 第3種事業、第5種事業及び第6種事業 266 5. 事業区分の方法 6. 事業の区分をしていない場合 277 ■				
■ みなし仕入率 26-2. 兼業のみなし仕入率   26-3 (				
1. みなし仕入率   266 2. 兼薬のみなし仕入率   原則   266 3. 75%ルール=特例①   4. 75%ルール=特例②   266 3. 75%ルール=特例①   4. 75%ルール=特例②   266 1. 事業区分の判定 2. 第 1 種事業及び第 2 種事業 266 3. 第 3 種事業、第 5 種事業及び第 6 種事業 266 4. 第 4 種事業 266 5. 事業区分の方法 6. 事業の区分をしていない場合 270 ■簡易課税の事業区分具体例 271 個人事業者が開業した場合の主な届出書・申請書 298 個人事業者が開業した場合の主な届出書・申請書 298 個人事業者が開業した場合の主な届出書・申請書 298 個人事業者が開業した場合の主な届出書・申請書 298 個人事業者が開業した場合の主な届出書・申請書 298 個人事業者が開業した場合の主な届出書・申請書 298  一 凡 例 — 271  租税の法令名等の略号は、慣例にならい、例えば所得税法に「所法」、所得税法施行令は「所令」、所得税法施行会、消費稅法施行会、消費稅法を施行規則、消費稅法本通達については、「法」「令」「規」「基通」と表示しています。ただし、消費稅法施行令、消費稅法施行令、制力を改正する等の法律 284 一 税制の抜本的な改革を行うための消費稅法施行令の一部を改正する等の法律 272 一 272 一 272 一 272 一 272 日間 372 日間				
2. 兼業のみなし仕入率=原則= 3. 75%ルール=特例①= 4.75%ルール=特例②= 266 3. 75%ルール=特例①= 4.75%ルール=特例②= 266 3. 75%ルール=特例①= 266 1. 事業区分の判定 2. 第 1 種事業及び第 2 種事業 266 3. 第 3 種事業 第 5 種事業及び第 6 種事業 266 4. 第 4 種事業 266 5. 事業区分の方法 6. 事業の区分をしていない場合 277 軽減税率と標準税率の具体例 277 軽減税率と標準税率の具体例 299 個人事業者が開業した場合の主な届出書・申請書 298 個人事業者が開業したが、消費税法施行令においては、「法」「今」「規」「基通」と表示しています。ただし、消費税法施行令に対している。 (令和 2 年法律第 8 号) 消費税法の施行に伴う法人税の取扱関係無審書類の保存方法等の特例に関する法律 (平成28年法律第15号) 間違した。 1 消費税法の施行に伴う所得税の取扱関係無審書類の保存方法等の特例に関すると改正する法律 (平成28年法律第15号) 間消3-23 間消3-23 間費税法の地では予適税の取扱いについて 消費税法の地では予適税を関係を関する Q & A 【制度概要編】 1 消費税の軽減税率制度に関する Q & A 【制度概要編】 2 で 表述機関の収扱いについて 大工、左官、とび職等の受ける報酬 方税法及び地方交付税法の一部を改正する政 取扱循連 に係る所得税の取扱いに同する 2 の 取扱適達 に係る所得税の取扱いに同する 2 の 取扱循連 に係る所得税の取扱いに同する 2 の で で 200年数 の 単 2 の で 2 の 2 の 2 の 2 の 2 の 2 の 2 の 2 の 2				
■事業区分 266  1. 事業区分の判定 2. 第 1 種事業及 び第 2 種事業 266 3. 第 3 種事業、第 5 種事業及 び第 6 種事業 266 5. 事業区分の方法 6. 事業の区分をしていない場合 277 ■簡易課税の事業区分具体例 299  ■ 種類				
■事業区分 1. 事業区分の判定 2. 第 1 種事業及び第 2 種事業 2663 3. 第 3 種事業、第 5 種事業及び第 6 種事業 2664 4. 第 4 種事業 2665 5. 事業区分の方法 6. 事業の区分をしていない場合 277 ■簡易課税の事業区分具体例 271 軽減税率と標準税率の具体例 299 個人事業者が開業した場合の主な届出書・申請書 299 個人事業者が開業は施行分を、例えば所得税法は「所法」、所得稅法施行令は、「清費稅法施行令、消費稅法施行会のの確保等を図る税制の技本的な改革を行うための消費稅法申 280 会の一部を改正するを改正する法律 (平成28年法律第 8 号) 消費稅法の施行に伴う所得稅の取扱 256 日 通報法を保障の安定財源の確保等を図る税制の技本的な改革を行うための消費稅法の本の企政主する法律 295 %ルール」の適用要件の見直しを踏まえた仕入整除規範制度に関する Q を 1 間消3 - 2週 担談にこついて 1 調費稅の軽減稅率制度に関する Q を 1 個別事例編 2 1 調費稅の軽減稅率制度に関する Q を 1 個別事例編 2 1 調費稅の軽減稅率制度に関する Q を 1 個別事例編 2 1 1 費稅の軽減稅率制度に関する Q を 1 個別事例編 2 1 1 1 1 1 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	2.兼業	のみなし仕入率=原則=		265
1.事業区分の判定 2.第1種事業及び第2種事業 268 3.第3種事業、第5種事業及び第6種事業 266 5.事業区分の方法 6.事業の区分をしていない場合 270 ■ 1	3.75%	ルール=特例①= 4.75%ル	ール=特例②	=266
3.第3種事業、第5種事業及び第6種事業 268 4.第4種事業 268 5.事業区分の方法 6.事業の区分をしていない場合 277 ■	■事業区分			267
3.第3種事業、第5種事業及び第6種事業 268 4.第4種事業 268 5.事業区分の方法 6.事業の区分をしていない場合 277 ■	1.事業	区分の判定 2.第1種事業及	び第2種事業	267
4.第4種事業 265 5.事業区分の方法 6.事業の区分をしていない場合 270 ■簡易課税の事業区分具体例 291 <b>軽減税率と標準税率の具体例</b> 291  個人事業者が開業した場合の主な届出書・申請書 298  一 凡 例 —  租税の法令名等の略号は、慣例にならい、例えば所得税法は「所法」、所得税法施行令は「所令」、所得税法 権適量と表示しています。ただし、消費税法、消費税法施行令、消費税法施行規則、消費税法基本通達については、法」「令」「規」「基通」と表示しています。 税制抜本改革法 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律 127 財産機と使用して作成する国税 関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律 (平成28年政令第148号) 226 円成26年政令第148号) 228 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法施行令等の一部を改正する政令(平成28年政令第148号) 226 円成28年政令第148号) 226 円成28年政令第148号) 227 増費税法施行令等の一部を改正する法律 (平成28年政令第148号) 226 円成28年政令第148号) 227 増税法の社でに伴う所得税の取扱いについて 消費税法を施行に伴う源泉所得税の取扱いについて 消費税法を施行に伴う源泉所得税の取扱いについて 消費税法を施行に伴う源泉所得税の取扱いについて 消費税法の施行に伴う源泉所得税の取扱いについて 消費税法を施行に伴う源泉所得税の取扱いについて 消費税法の企正等に伴う印紙税の取扱いについて 消費税法の企正等に伴うの一部を改正する法律 軽減制度 QA 名【個別事例編】 1 複類の軽減税率制度に関する Q & A 【個別事例編】 2 表 1 個別東例編】 2 表 1 個別東例編】 2 表 1 個別東例編】 2 表 1 個別東例編】 2 表 2 を 2 を 3 表 2 が 2 を 3 表 3 表 3 表 3 表 3 表 3 表 3 表 3 表 3 表 3				
■簡易課税の事業区分具体例	4 第 4	種事業		260
■簡易課税の事業区分具体例  - 凡 例 - 和税の法令名等の略号は、慣例にならい、例えば所得税法は「所法」、所得税法施行令は「所令」、所得税法施行令、消費税法施行規則は「所規」、所得税基本通達は「所基通」と表示しています。ただし、消費税法、消費税法施行令、消費税法施行規則、消費税法基本通達については、[法]「令]「規」「基通」と表示しています。 れだし、消費税法、消費税法施行令、消費税法施行令、消費税法基本通達については、[法]「令]「規」「基通」と表示しています。 れだし、消費税法 施行令、消費税法基本通達については、[法]「令]「規」「基通」と表示しています。 税制の抜本的な改革を行うための消費税法を職権では、一部を改正する等の法律電法合「通直法合「通直法合「通直法合「通道法的施行に伴う源泉所得税の取扱いについて有力を改正する法律(平成28年法律第15号) 押税法施行令等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号) 押税法施行令等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号) 押税法施行令等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号) 押税法施行令等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号) 押税法施行令等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号) 押税法施行令等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号) 押税法施行令等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号) 軽減制度 QA (制度概要編) 軽減制度 QA (制度概要編) 推動 校本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律(利司股限要属) 推議制度 QA (個別事例編) 大工等の 投稿税及本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律 対策法施行令の一部を改正する法律 大工等の 投稿機の取扱いについて(情報) に係る所得税の取扱いに関する留意にいて(情報)				
四人事業者が開業した場合の主な届出書・申請書  2996   2				
一 凡 例   一				
一 凡 例   一   租税の法令名等の略号は、慣例にならい、例えば所得税法は「所法」、所得税法施行令は「所令」、所得税法施行規則は「所規」、所得税基本通達は「所基通」と表示しています。ただし、消費税法、消費税法施行令、消費税法施行規則、消費税法基本通達については、「法」「令」「規」「基通」と表示しています。 ただし、消費税法、消費税法施行令、消費税法施行令、部を改正する等の法律	軽減税率と	と標準税率の具体例┌┈┈┈		291
一 凡 例 一 和税の法令名等の略号は、慣例にならい、例えば所得税法は「所法」、所得稅法施行令は「所令」、所得稅法施行規則は「所規」、所得稅基本通達は「所基通」と表示しています。ただし、消費稅法、消費稅法施行令、消費稅法施行規則、消費稅法基本通達については、「法」「令」「規」「基通」と表示しています。 稅制放本的な改革を行うための消費稅法の一部を改正する等の法律電子計算稅を使用して作成する国稅関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律(平成26年政令317号)所得稅法等の一部を改正する政令(平成26年政令317号)所得稅法等の一部を改正する法律(平成28年政令第148号)和技法の企業を行うための消費稅法施行令等の一部を改正する法律(平成28年政令第148号)和技法の企業を行うための消費稅法施行令等の一部を改正する法律の一部を改正する法律を分令(平成28年政令第148号)和財政について第稅の取扱について第稅法の政策に伴う印紙稅の取扱いについて第稅法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律的一部を改正する法律。中途、任何成26年政令第148号)和財政について第稅之事に関するQ&A[1]【基本的な考え方編】 平28.11.18改法社会保障の安定財源の確保等を図る稅制の抜本的な改革を行うための地方稅法及び地方交付稅法の一部を改正する法律本的一部を改正する法律本的一部を改正する法律、大工等の財務稅。報酬的技本的な改革を行うための地方稅法及び地方交付稅法の一部を改正する法律、大工等の財務稅。在國別與人名(個別事例編)大工、左官、とび職等の受ける報酬に係る所得稅の取扱いについて大工、左官、とび職等の受ける報酬に係る所得稅の取扱いに別する留意令(平成30年政令135号)取扱情報				
一 凡 例 一 和税の法令名等の略号は、慣例にならい、例えば所得税法は「所法」、所得税法施行令は「所令」、所得税法施行規則は「所規」、所得税基本通達は「所基通」と表示しています。ただし、消費税法、消費税法施行令、消費税法施行規則、消費税法基本通達については、「法」「令」「規」「基通」と表示しています。 税制放本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律で成26年政令317号)所得稅法等の一部を改正する政令(平成26年政令317号)所得稅法等の一部を改正する法律で成28年法律第15号とで、28改会の一部を改正する法律で、28改会に対しての一部を改正する法律で、28改会に対して、第費稅法施行令等の一部を改正する法律で、295%基本QA「95%ルール」の適用要件の見直しを踏まえた仕入控除稅額の計算方法等に関するQ&A[1]【基本的な対して、16費稅公の正する法律で、20条件の安定財源の確保等を図る稅制の抜本的な改革を行うための消費稅法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律を、24条件の安定財源の確保等を図る稅制の抜本的な改革を行うための地方稅法及び地方交付稅法の一部を改正する法律で、24条件の安定財源の確保等を図る稅制の抜本的な改革を行うための地方稅法及び地方交付稅法の一部を改正する法律で、24条件の財務の取扱の政権等等の一部を改正する法律で、24条件の財務に関するQ本(個別事例編)大工等の財務が表述の政権等の受ける報酬に係る所得稅の取扱いについて、大工、左官、とび職等の受ける報酬に係る所得稅の取扱いにといて、大工、左官、とび職等の受ける報酬に係る所得稅の取扱いに関する留意令(平成30年政令135号)版技術報	個人事業者	¥が開業した場合の主な届∣	出書・申請	書  298
租税の法令名等の略号は、慣例にならい、例えば所得税法は「所法」、所得税法施行令は「所令」、所得稅法施行規則は「所規」、所得稅基本通達は「所基通」と表示しています。ただし、消費稅法、消費稅法施行令、消費稅法基本通達については、「法」「令」「規」「基通」と表示しています。  税制抜本改革法 社会保障の安定財源の確保等を図る 税制の抜本的な改革を行うための消費稅法の一部を改正する等の法律 電子計算機を使用して作成する国稅 関係帳簿書類の保存方法等の特例に関係帳簿書類の保存方法等の特例に関係帳簿書類の保存方法等の特例に関係帳簿書類の保存方法等の特例に関係帳簿書類の保存方法等の特例に関係帳簿書類の保存方法等の特例に関係帳簿書類の保存方法等の特例に関係帳簿書類の保存方法等の特例に関係帳簿書類の保存方法等の中部を改正する政令(平成28年法律第15号) 再稅稅法等の一部を改正する法律 平28.11.18改法 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費稅法の一部を改正する法律 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の技本的な改革を行うための消費稅法の一部を改正する法律 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の技本的な改革を行うための地方稅法及一部を改正する法律 大工等の 財務の軽減稅率制度に関する Q & A 【個別事例編】 大工、左官、とび職等の受ける報酬 大工等の 取扱通達 に係る所得稅の取扱いについて 大工等の 取扱通達 に係る所得稅の取扱いについて 大工、左官、とび職等の受ける報酬 に係る所得稅の取扱いに関する留意点について (情報)				<del></del>
租税の法令名等の略号は、慣例にならい、例えば所得税法は「所法」、所得税法施行令は「所令」、所得稅法施行規則は「所規」、所得稅基本通達は「所基通」と表示しています。ただし、消費稅法、消費稅法施行令、消費稅法基本通達については、「法」「令」「規」「基通」と表示しています。  税制抜本改革法 社会保障の安定財源の確保等を図る 税制の抜本的な改革を行うための消費稅法の一部を改正する等の法律 電子計算機を使用して作成する国稅 関係帳簿書類の保存方法等の特例に関係帳簿書類の保存方法等の特例に関係帳簿書類の保存方法等の特例に関係帳簿書類の保存方法等の特例に関係帳簿書類の保存方法等の特例に関係帳簿書類の保存方法等の特例に関係帳簿書類の保存方法等の特例に関係帳簿書類の保存方法等の特例に関係帳簿書類の保存方法等の中部を改正する政令(平成28年法律第15号) 再稅稅法等の一部を改正する法律 平28.11.18改法 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費稅法の一部を改正する法律 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の技本的な改革を行うための消費稅法の一部を改正する法律 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の技本的な改革を行うための地方稅法及一部を改正する法律 大工等の 財務の軽減稅率制度に関する Q & A 【個別事例編】 大工、左官、とび職等の受ける報酬 大工等の 取扱通達 に係る所得稅の取扱いについて 大工等の 取扱通達 に係る所得稅の取扱いについて 大工、左官、とび職等の受ける報酬 に係る所得稅の取扱いに関する留意点について (情報)				
租税の法令名等の略号は、慣例にならい、例えば所得税法は「所法」、所得税法施行令は「所令」、所得稅法施行規則は「所規」、所得稅基本通達は「所基通」と表示しています。ただし、消費稅法、消費稅法施行令、消費稅法基本通達については、「法」「令」「規」「基通」と表示しています。  税制抜本改革法 社会保障の安定財源の確保等を図る 税制の抜本的な改革を行うための消費稅法の一部を改正する等の法律 電子計算機を使用して作成する国稅 関係帳簿書類の保存方法等の特例に関係帳簿書類の保存方法等の特例に関係帳簿書類の保存方法等の特例に関係帳簿書類の保存方法等の特例に関係帳簿書類の保存方法等の特例に関係帳簿書類の保存方法等の特例に関係帳簿書類の保存方法等の特例に関係帳簿書類の保存方法等の特例に関係帳簿書類の保存方法等の中部を改正する政令(平成28年法律第15号) 再稅稅法等の一部を改正する法律 平28.11.18改法 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費稅法の一部を改正する法律 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の技本的な改革を行うための消費稅法の一部を改正する法律 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の技本的な改革を行うための地方稅法及一部を改正する法律 大工等の 財務の軽減稅率制度に関する Q & A 【個別事例編】 大工、左官、とび職等の受ける報酬 大工等の 取扱通達 に係る所得稅の取扱いについて 大工等の 取扱通達 に係る所得稅の取扱いについて 大工、左官、とび職等の受ける報酬 に係る所得稅の取扱いに関する留意点について (情報)		— П	6年	
法施行規則は「所規」、所得税基本通達は「所基通」と表示しています。ただし、消費税法、消費税法施行令、消費税法施行規則、消費税法基本通達については、「法」「令」「規」「基通」と表示しています。  税制抜本改革法 社会保障の安定財源の確保等を図る 税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律 電子計算機を使用して作成する国税 関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律	和税の社会な			正復刊辻佐行会は「正会」 正復刊
消費税法施行規則、消費税法基本通達については、「法」「令」「規」「基通」と表示しています。     税制版本改革法 社会保障の安定財源の確保等を図る 税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律 電子計算機を使用して作成する国税 関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律 直法6-1通 消費税法の施行に伴う所得税の取扱 経理通達 直法6-1通 消費税法の施行に伴う所得税の取扱 経理通達 直法6-1通 消費税法の施行に伴う源泉所得税の取				
競技法の一部を改正する等の法律 電子計算機を使用して作成する国税 関係帳簿書類の保存方法等の特例に 関する法律 平26改令 消費税法施行令の一部を改正する政 令 (平成26年政令317号) 平28改法 所得税法施行令の一部を改正する法律 (平成28年法律第15号) 平28.11.18改法 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する等の法律等の一部を改正する等の法律等の一部を改正する等の法律等の一部を改正する等の法律等の一部を改正する等の法律等の一部を改正する等の法律等の一部を改正する等の法律等の一部を改正する等の法律等の一部を改正する等の法律等の一部を改正する等の法律等の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律 平28.11.18改地 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の技本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律 下28.11.18改地 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の技本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律 下30改令 消費税法施行令の一部を改正する法律 大工等の 取扱通達 に係る所得税の取扱いに関する留意 点について (情報)				
競技法の一部を改正する等の法律 電子計算機を使用して作成する国税 関係帳簿書類の保存方法等の特例に 関する法律 平26改令 消費税法施行令の一部を改正する政 令 (平成26年政令317号) 平28改法 所得税法施行令の一部を改正する法律 (平成28年法律第15号) 平28.11.18改法 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する等の法律等の一部を改正する等の法律等の一部を改正する等の法律等の一部を改正する等の法律等の一部を改正する等の法律等の一部を改正する等の法律等の一部を改正する等の法律等の一部を改正する等の法律等の一部を改正する等の法律等の一部を改正する等の法律等の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律 平28.11.18改地 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の技本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律 下28.11.18改地 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の技本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律 下30改令 消費税法施行令の一部を改正する法律 大工等の 取扱通達 に係る所得税の取扱いに関する留意 点について (情報)	我的生	14.0.12時の空中時間の <b>郊</b> 児等を図っ		(会和9年) (会和9年)
電帳法 電子計算機を使用して作成する国税 関係帳簿書類の保存方法等の特例に 関する法律 所得税 消費税法の施行に伴う所得税の取扱 経理通達 直法6-1通 消費税法の施行に伴う源泉所得税の 取扱いについて (平成28年政令317号) 間消3-2通 間費税法の改正等に伴う印紙税の取 所得税法等の一部を改正する法律 (平成28年法律第15号) 背費税法施行令等の一部を改正する 改令 (平成28年政令第148号) 平28.11.18改法 社会保障の安定財源の確保等を図る 税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等 の一部を改正する等の法律等 の一部を改正する等の法律等 の一部を改正する等の法律等 の一部を改正する法律 社会保障の安定財源の確保等を図る 税制の抜本的な改革を行うための地 育税法の一部を改正する法律 社会保障の安定財源の確保等を図る 税制の技本的な改革を行うための地 方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律 大工等の 取扱通達 に係る所得税の取扱いに関する留意 点について (情報) に係る所得税の取扱いに関する留意 点について (情報)	忧刑扱平以平広		経理通達	
平26改令         関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律 消費税法施行令の一部を改正する政 令(平成26年政令317号)         経理通達 直法6-1通 消費税法の施行に伴う源泉所得税の 取扱いについて 消費税法の心正等に伴う印紙税の取 損費税法の心でいて (平成28年法律第15号)         取扱いについて 消費税法の心正等に伴う印紙税の取 扱いについて (平成28年法律第15号)           平28改令         消費税法施行令等の一部を改正する 政令(平成28年政令第148号)         195%ルール」の適用要件の見直し を踏まえた仕入控除税額の計算方法 等に関する Q & A [I] 【基本的な 考え方編】 税制の抜本的な改革を行うための消 費税法の一部を改正する等の法律等 の一部を改正する等の法律等の一部を改正する等の法律 が対法を行うための地 方税法及び地方交付税法の一部を改 正する法律等の一部を改正する法律 下30改令         軽減制度 QA 税制の抜本的な改革を行うための地 方税法及び地方交付税法の一部を改 正する法律等の一部を改正する法律 下30改令         軽減制度 QA 人 【制度概要編】 消費税の軽減税率制度に関する Q & A 【個別事例編】 大工等の 取扱通達 に係る所得税の取扱いについて 大工等の 取扱通達 に係る所得税の取扱いについて 大工を官、とび職等の受ける報酬 に係る所得税の取扱いに関する留意 点について(情報)           平30改令         消費税法施行令の一部を改正する法律 令 (平成30年政令135号)         大工等の 取扱通達 た工等の 下30公令 取扱情報         大工等の 大工等の 大工等の 下30公令 大工等の 下4人工。在官、とび職等の受ける報酬 に係る所得税の取扱いに関する留意 点について(情報)			化生地定	
関する法律   直法6-1通   消費税法の施行に伴う源泉所得税の 取扱いについて	電帳法			
平26改令 消費税法施行令の一部を改正する政令 (平成26年政令317号) 所得税法等の一部を改正する法律 (平成28年法律第15号) 明費税法施行令等の一部を改正する 政令 (平成28年政令第148号) 平28.11.18改法 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律 大工等の 下税法及び地方交付税法の一部を改正する法律 大工等の 下税法及び地方交付税法の一部を改正する法律 大工等の 取扱通達 に係る所得税の取扱いについて (情報) 明費税法を可以では、 大工等の 下税法及び地方交付税法の一部を改正する法律 大工等の 下税法及び地方交付税法の一部を改正する法律 大工等の 取扱通達 に係る所得税の取扱いに関する留意 点について (情報)				
平28改法	平26改会		旦広0-1地	
平28改法 所得税法等の一部を改正する法律 (平成28年法律第15号) 95%基本 QA [95%ルール] の適用要件の見直し を踏まえた仕入控除税額の計算方法 等に関する Q & A [1] 【基本的な	1 2002 13		間消3-2通	
平28.11.18改法 	平28改法			
平28.11.18改法 社会保障の安定財源の確保等を図る 税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等 の一部を改正する等の法律等 の一部を改正する法律 社会保障の安定財源の確保等を図る 税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律 大工等の 下税法及び地方交付税法の一部を改正する法律 大工等の 下級法及び地方交付税法の一部を改正する法律 大工等の 取扱通達 に係る所得税の取扱いについて 大工、左官、とび職等の受ける報酬に係る所得税の取扱いについて 大工、左官、とび職等の受ける報酬に係る所得税の取扱いに関する留意 点について (情報)	W0074-A		95%基本 QA	
平28.11.18改法 社会保障の安定財源の確保等を図る 税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等 の一部を改正する法律 軽減制度 QA 消費税の軽減税率制度に関する Q & A 【制度概要編】 消費税の軽減税率制度に関する Q & A 【制度概要編】 消費税の軽減税率制度に関する Q & A 【個別事例編】 大工等の 大税法及び地方交付税法の一部を改正する法律 大工等の 取扱通達 に係る所得税の取扱いについて 正する法律等の一部を改正する法律 大工等の 取扱通達 に係る所得税の取扱いについて 大工、左官、とび職等の受ける報酬 に係る所得税の取扱いに関する留意 点について (情報)	平28以守			
税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律 軽減制度 QA 消費税の軽減税率制度に関する Q & A 【制度概要編】 消費税の軽減税率制度に関する Q を A 【個別事例編】	平28.11.18改法			
平28.11.18改地法 社会保障の安定財源の確保等を図る 税制の抜本的な改革を行うための地 方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律 下30改令 消費税法施行令の一部を改正する法律 大工等の 取扱通達 に係る所得税の取扱いについて 大工等の 下30改令 消費税法施行令の一部を改正する政 令 (平成30年政令135号) 取扱情報 に係る所得税の取扱いに関する留意 点について (情報)			軽減制度 QA	消費税の軽減税率制度に関するQ
平28.11.18改地法 社会保障の安定財源の確保等を図る 税制の抜本的な改革を行うための地 大工等の 方税法及び地方交付税法の一部を改 取扱通達 正する法律等の一部を改正する法律 大工等の 消費税法施行令の一部を改正する政 令 (平成30年政令135号) 取扱情報 点に係る所得税の取扱いに関する留意 点について (情報)			47)-A/MINI O 4	
税制の抜本的な改革を行うための地 大工等の 方税法及び地方交付税法の一部を改 取扱通達 に係る所得税の取扱いについて 正する法律等の一部を改正する法律 大工等の	亚90 11 10 动协注		軽減値別 QA	
ア30改令 方税法及び地方交付税法の一部を改 取扱通達 に係る所得税の取扱いについて 正する法律等の一部を改正する法律 大工等の 大工、左官、とび職等の受ける報酬 取扱情報 に係る所得税の取扱いに関する留意 点について (情報)	40.11.10以地伝		大工等の	
平30改令 消費税法施行令の一部を改正する政 取扱情報 に係る所得税の取扱いに関する留意 令 (平成30年政令135号) 取扱情報 に係る所得税の取扱いに関する留意 点について (情報)				
令 (平成30年政令135号) 点について (情報)				
	T 007/. ^	正する法律等の一部を改正する法律	大工等の	大工、左官、とび職等の受ける報酬
F = 7000 WINDER OF BEEN AND A SHALE	平30改令	正する法律等の一部を改正する法律 消費税法施行令の一部を改正する政	大工等の	大工、左官、とび職等の受ける報酬 に係る所得税の取扱いに関する留意

#### ■課否判定表50音順索引

- ●50音順索引·索引No.の使い方(例:「慶弔費等」の場合)

けケア付住宅 1172-1174 経営コンサルティング・経営指導 266-267,326 経営指導料(出向契約) 108 けいこごと 1470 慶弔費 284-286

②23頁~の課否判定表に割り振られた索引No.に従って課税区分を確認します。

Г	取引・対価等				课税	区分	}	参考法令等	索引	
L			収別・対画寺	課	免	非	不	<b>参考</b> 法节等	NO.	索引
Г			旅行社等に支払う国内旅行招待費	課				法2①,30①	280	No.
		旅行の招待	旅行社等に支払う海外旅行招待費				不	1420, 300	281	ı
		W(110)1014	贈答用旅行券の購入			非		別表第二4	282	
			旅行に招待する名目で現金を贈与				不	法2①	283	
١.	接		香典・祝儀等の現金による慶弔費				不	基通5-2-14,11-	284	l . I
閂	以待	慶弔費等	祝い品・花輪・樒・供花・贈答品等の購入	課				2-17	285	
ラ   現	辽交		贈答用商品券・ビール券・招待券等の購入			非		別表第二4	286	`
15	接待交際費・	送迎のタク	自社の役員、使用人が利用	課					287	
17	賞	区域のタク	接待の対象者が利用	課					288	

4-7 1	000 005
あアーティスト	
アキュムレーション・アモラ	チゼーション
預り金	1288
預り金	809-814
預り金(貸家の電気料)	1125_1126
預り金(登録免許税)	342
預り金処理	··· 991,1457,1501
預り保証金1236	1238,1241-1244
アスファルト敷	1108
アスレチック施設	1151_1153
圧縮記帳	666 667
アフターケア	560,975-977
網取放料	890
アルバイト	115
暗号資産	614
いETC カード	166
慰安旅行	127-133
育成者権	520 706-716
	1210
4 年 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	F00 700 710
意匠権	520,706-716
移籍料	966-967
委託	358–360,559
委託(医療)	137-138
委託(親会社)	546-549
季託(社会福祉事業)	1418 1429-1430
委託(社会福祉事業) 委託(非居住者)	540_540 041
安司(外周任任)	340-349,941
委託(労働保険事務委託)…	148
委託型輸出物品販売場	1048-1054
委託販売(軽油)	0,468,1804-1806
委託販売(軽油)	1761-1764
一時貸し	1106
一ヶ月以上の貸付け	1100
······································	1140_1141 1145
	,1140-1141,1145
ーヶ月未満の貸付け 1000 1000 1105 1107	4440 4440 4440
1096-1099,1125-1127	1142-1143,1146
一	11-414,423-435
一括控除····································	1230,1239-1244
移転登記	1233-1234
1> 1=4.3E.HU	1200 1204

	移転補償金 違反車の移動料・保管料	534
	違反車の移動料・保管料…	464-465
	イベント	250-253,978
	違約金	-1189-1190.1246
	医薬品1364	-1365,1379-1382
	医薬品(公的医療)	
	医薬品(常備薬)	135
	医薬品(常備薬) ····················· 医薬品(輸出) ············ 1043	3-1045,1050-1052
	違約割増し51	7-519,1186-1188
	違約割増し51 医療	923.1349-1385
	医療機械・医療器具	··· 1364.1380.1383
	祝い金	-134.275.284.562
	祝い品	285
	祝い金 祝い品 印刷費217	-226,234,298,338
	FD 紅	202_200 1050
	飲食費	269-276,1498
	飲食費(外国人)	279,922
う	飲食費 飲食費(外国人) ウイークリーマンション ·	1123
	受取手形348.	586-587,613-614
	受取配当金 ······ 受取保険金 ······	500-504,555
	受取保険金	554,666-667
	受取利息 475-498.1015	-1020.1539-1541
	売上値引き・返品・割引・	割戻し
	売上値引き・返品・割引・ 38 売上値引き等(振込料)	5-41,525-527,690
	売上値引き等(振込料)	345
	売上値引き等(輸出取引)…	1021-1024
	売上値引き等(輸出取引) … 売掛金	345,615–617
	売戻条件付買入(買現先)…	1310
	運送保険料 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	53,199–201
	運送料	177–203,922
	運送料(付随費用)	51-52,686
_	運送料(保税地域)	1074-1077
え	エアバッグ類料金	798
	英会話教室 ····································	1470
	宮美権	
	水小作權	1208
	永代使用料	1118,1502
	永年勤続	123-125

#### 勘定科目別課否判定表

- 譲渡等をする者と受ける者の課税区分は原則として同じになりますが、事業性の有無や立 替金等の処理などにより異なる場合があります。
- 買手は、原則として売手が交付するインボイスによって判断することになりますが、8割 控除又は5割控除の経過措置の適用等を考慮して、仕入れの課否判定を掲載しています。

#### 【指益計算書科目】

				75.71 ±1/m	A/T		1	课税	区分	}	***	索引
				取引・対価	等			免			参考法令等	NO
						課税商品	課			Ė	法2①,4①	1
			上	内売上げ		非課税商品			非		法6①	2
						課税商品		免			法7①	3
			輪	i出売上げ			非	果税	資產	色の		
	/el.	,				非課税商品		出等			法31	4
	他	かり	り購入し国	外支店の売上  種・同額の商	ーげ		11111	, .,		不	法4③	5
	た	的占	が目己が信	種・同額の商	品を返却する商	品の融通	$\top$			末		6
	製.	造し			品・サンプル等					示	法2①,4①	7
				品の廃棄・盗						末	基通5-2-13	8
					お商品の使用・消	曹	$\top$			末	基通5-2-12	9
					り・損売り(実		課			Ė	法28①	10
					*(形態別「みな		Horiz			不	法2①, 4①⑤	11
	+	— ŀ			値利用役務の		47DJ	隆多	記念		11220,100	12
	Í	事・	修繕・運送・	呆管・国外事	業者が行う芸能	、スポーツ等	の役	務の	り提	供は	No.2060以降参照	13
	EII	刷.	広告・仲介・国	興行・サービ	行・サービスの提供場所が国内			23/3 -	1,00	1		1/1
					スの提供場所が		課			不	法4①③,7,令6	15
					<u>への足り物が</u> にわたって行う		1	免		i.	②, 基通5-5-1	16
			述等)		行うサービスの			-		不	法2①,4①	17
	124		課税商品の則		11 2 7 6714.	, we have	$\vdash$		非	<u> </u>	法6①	18
		21.1		ずの全額を引き	度し時に)		課		71		基通9-1-1,9-3-1	19
		課税商	//////////////////////////////////////				10.11				±x40 1 1,0 0 1	
	リー			間に支払期	前期以前に支	払いを受けた	(当期)		は)	不		20
			終温世景17	同に又仏朔	当期に支払い	を受けた	課		$\top$		1	21
			より延払基		当期に未収で		課					22
	ス		準を適用す			日が到来する					旧法16, 令31	
売	譲			TT 15/0 / 61 I I I			課					23
売 上高	渡		る場合  (令和12年	ものにつざ	当期に支払いを受けた		1	1.5	一/工)	7		_
高			(〒和12年 まで)	10年均等で	年均等で売上高を計上する場合		課		年			24
			x (°)	初約に明子された利自		1	<i>¥</i> 51	17	)	四本祭一0 甘泽	0.5	
				契約に明示された利息 契約に明示された保証料相当額				非		別表第二3,基通	25	
		LHI /	) 4m×n.) ~				=00		非		6-3-1	26
		全性	6と相殺して	. 代金の投安	を行わない売」		課		-11-	_	N400 40	27
	げ	t.L.	±44444	7 454 7 7	14.14.1 . m = # 1	非課税商品			非		法2①, 4①	28
		•地	力公共団体:	公共法人 · 公	益法人への売」	P. 1 D 1 T 1	課				Ni-a 💮	29
	げか	tm: ~	45 1874 1	マハナハオロ	の古しばか /=	非課税商品			非		法6①	30
					の売上げ等(引		課					31
			と課税期間に		(TH) 1 2 5m 4	非課税商品			非		基通10-1-20	32
				」畑との差額	(確定した課利		課		-II-			33
	期	间に	こおいて)	3H 124 - 1 · · · · ·	/C/M W 3M 47 141	非課税商品	_+-	L. N.	非	4 #c=	₩ no ① # >₹ :	34
					課税売上げ返還の課税期間に一般課				速机	光観	法38①,基通6-	35
				に係るもの	に係るもの  返還の課税期間に能			控除   非課税売上か			3-4	36
				非課税売上	げに係るもの						A 100 H173	37
				7. 10101707011				マイ			令48①, 基通11-	Ļ.,
				免税売上げ	に係るもの					125	5-5	38
			<b>訶</b> ]き・返品・		,,,, 0 0 ->			イナ		V dor		55
			(リベート)・				1/0-	上返		兒額		
	1 ===		割引・販売奨	<b></b>	課税売上げに	係るもの		余な			基通11-5-2,14-	39
				であった課		DN 0 0 0 0		兇売		ゅら	1-6	55
	別:	金				1-	イナ	フ			1	
		金			税期間の売		Y -	1 /	<u> </u>			
		金		税期間の売		に伝えむの	非	课税	売」		<b>△</b> 18①	40
		金		税期間の売 上げに係る	非課税売上げ	に係るもの	非らら	課税 マイ	売」	ζ	令48①	40
		金		税期間の売			非らられ	课税	売」 ナン 上が	ζ	令48① 基通11-5-2	40

## 消費税のしくみ

項目						
1. 納税義務者	区分	国内取引	輸入取引			
	納税義務者	法人・個人事業者	すべての者			
	点制度があります。		養務を免除する事業者免税 皆には、事業者免税点制度			
<ul><li>2. 国内取引</li><li>● 納付税額の計算</li></ul>	消費税は、各取引において生じた税を最終消費にまで転嫁す前段階税額控除方式をとっています。 前段階税額控除方式とは、生産・流通・販売などの取引のすべ階においてその売上げに対して課税を行うとともに、前段階で生の累積を排除するため、売上げに係る税額から仕入れに係る税額して納付税額を計算するものです。 売上げに係る税額から仕入れに係る税額を控除することを仕た除といいます。 仕入税額控除は、簡易課税制度又は2割特例による場合を除さとして、帳簿及び請求書(インボイス)等の保存が要件とされて納付すべき消費税の計算方法を図式にすると次のようになりませんれに係る消費税額 保税地域からの引取りに係る消費税額 一定係る消費税額 一売上げに係る 消費税額 一売上げに係る 消費税額 「貸倒れに係る消費税額					
● 税負担の転 嫁 ※税率10%に よります	生産者 A 販売 10,000円 売上げの税 1,000円	= 卸売業者 B 型の,000円 売上げの税 2,000円 売上い	1 日田 1 た知 1			
	売上げの税 1,000円 売上げの税 2,000円 売上げの税 4,000円 仕入れの税 0円 仕入れの税 1,000円 差引納付 1,000円 差引納付 2,000円 差引納付 2,000円 差引納付 2,000円 差引納付 2,000円 生産者 A・卸売業者 B・小売業者 C はいずれも税負担を負うことなく売上げに係る消費税額から仕入れに係る消費税額を控除して納付税額を計算します。 消費者 D が負担する税額4,000円(購入額40,000円×10%)は、A・B・C が 1,000円 た税額の合計額4,000円(1,000円+1,000円+2,000円)と一致します消費税等相当額を価格に上乗せすることができなければ、消費税の負担が事業者の利益を圧縮することになります。					

### 消費税の基礎実務

■納税義務者						
項目	説明					
1. 納税義務者 (法2①四、3、5) ●輸入取引 ●電気通信利用 役務の提供	国内取引に係る消費税の納税義務者は、事業者(法人及び個人事業者)です。 輸入に係る消費税は、事業者であるか否かにかかわらず保税地域から 外国貨物を引き取る者が納税義務者となります。 ② 209ページ ② 225ページ					
2. 実質帰属主義 (法13、基通4- 1-1) ● 親族間の事 業 (基通4-1-2)	消費税法の規定は、形式上の名義等にとらわれることなく、法律上実質的に資産の譲渡等に係る対価を享受する者がその資産の譲渡等を行ったものとして、適用されます。 生計を一にしている親子間や親族間において行われる事業についての納税義務者は、経営方針の決定につき、支配的影響力を有する者となります。					
3. 公共法人・公 益法人等 (法60⑥)	人等 において資産の譲渡等を行う限り、消費税の納税義務者となります。					
4. 人格のない社						
多数の者が一定の目的を達成するために結合した法人格を有しない団体で、団体としての組織を有して統一された意思の下に活動するもの(町内会、PTA、同好会、クラブなど)  一定の目的を達成するために拠出された財産の集合体で、特定の個人又は法人の所有に属さないで一定の組織による統一された意思の下に活動するもののうち、法人格を有しないもの  大格のない社ではない。 で財ない。で財ない法人で財ない法人の所有に属さないでの組織による統一された意思の下に活動するもののうち、法人格を有しないもの						

● 人格のない社 | 務(法3)

法人税法においては、人格のない社団等は、収益事業を営む場合に限 団等の納税義って納税義務が生じますが、消費税法では、資産の譲渡等を行う場合には、 それが収益事業に該当するか否かにかかわりなく課税の対象となり、納 税義務者となります。

#### 消費税の申告と納付

#### ■国内取引に係る確定申告

項 1. 納税義務の成 立と税額の確 定

(通則法15② 士、16①)

※大法人の令和2 年4月1日以後 開始する課税期 間に係る申告は、 e-Tax によるこ とが義務付けら れています。

国内取引に係る消費税の納税義務は、課税資産の譲渡等が行われた時 に成立し、課税期間ごとに、事業者が自ら計算して、税務署長に確定申 告書を提出することによって、納付すべき税額が確定します(租税債務 の確定)。このように、納付税額が納税義務者の申告によって確定し、

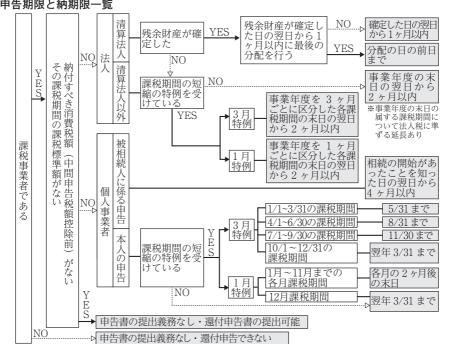
説

明

その申告がない場合に限って税務署長が確定のための処分を行う方式を 申告納税方式といいます。

法定申告期限 法定納期限 課税期間 (和税債務の確定) 納税義務の成立 納付 (租税債務の履行)

#### 申告期限と納期限一覧



#### 2. 法人の申告期 限と納期限

(法45①4)、49、 基通15-2-6)

- 通常…その事業年度(課税期間)の末日の翌日から2ヶ月以内
- 課税期間短縮特例の場合…短縮した各課税期間の末日の翌日から2ヶ 月以内
- 清算中の法人…原則として課税期間の末日の翌日から2ヶ月以内 (その法人の資産負債を全部引き継ぐ実質的な営業譲 渡があった場合は、引継日の翌日から1ヶ月以内) 残余財産が確定した場合には、確定した日の翌日から 1ヶ月以内

#### 消費税の経理処理

#### ■税抜経理方式と税込経理方式

項目	説	明
1. 経理方式	所得税又は法人税の所得の金額	の計算において、消費税の課税の対象
	となる取引の経理処理には、税抜	を経理方式と税込経理方式とがあります
	(所得税経理通達1、4、経理通達1	. 4)。

		税額の取扱い				
経理方式	内容	売上げの 消費税等	仕入れの消費税等	納付税額	還付税額	
税込経理 方式	対価に含まれる消費税 等の額を区分しない	売上金額に 含める	資産の取得価額・ 経費の額に含める	租税公課 として損 金算入	雑収入と して益金 算入	
税抜経理 方式	対価に含まれる消費税 等の額を区分する	仮受消費税 等とする	仮払消費税等とす る	-       全額控除の場合は、		
期末一括 税抜方式	期中は、消費税等の額 いて、一括して消費税 消費税等に振り替える	仮受消費	税等と仮 等との差			
月末一括 税抜方式	個々の取引計上時は、 月ごとに一括して消費 払消費税等に振り替える	税等の金額を		還付税額。		

納付すべき | 消費税額

いずれの経理方式によっても、納付すべき消費税額は同額となります。

● 地方消費税

地方消費税は、必ず消費税とあわせて経理処理します(所得税経理通 達2、経理通達3)。

会計システ ムの入力

会計システムで処理する場合は、税込の金額を入力し、税込経理方式 又は税抜経理方式を指示するのが一般的な処理方法です。

● 還付申告を 行う場合

税込経理方式では、還付税額が所得の金額に算入されることに留意し て下さい。

#### 2. 経理処理の選 択

(所得税経理 理通達3、5)

● 混合方式 (所得税経理 通達3、経理 诵達3)

税抜経理方式または税込経理方式のいずれによるかは、事業者の任意 です。ただし、免税事業者は、経営分析等のために税抜経理方式を採用 している場合であっても、所得金額の計算にあたっては、税込経理方式 通達2、5、経 しか適用できません。また、売上げについて税込経理方式を適用した場 合には、すべて税込経理方式となります。

> 売上げについて税抜経理方式を適用している場合には、両者の混合方 式とすることができます。ただし、売上げの他に、少なくとも棚卸資産、 固定資産及び繰延資産、経費等のいずれか1つについて、税抜きとしな ければなりません。

> 混合方式による場合、棚卸資産の取得に係る取引については、税抜き か税込みかを継続適用しなければなりません。

経理処理を 変更した場 合

税抜経理方式から税込経理方式に、税込経理方式から税抜経理方式に 変更した場合であっても、期首棚卸高や固定資産の価額について、その 仕入れ等の事業年度において計上した金額を修正する必要はありません。 会計処理を変更した場合であっても、前事業年度の期末棚卸高と当事業 年度の期首棚卸高は一致します。

## 輸入または輸出がある場合

#### ■輸入取引

■輸入取引	
項目	説明
1. <b>課税の対象</b> (法4②、基通 5-6-2)	保税地域から外国貨物を引き取る際には、輸入の消費税が課税されます。 輸入取引については、国内取引と異なり、事業性があるか対価性があ るかにかかわらず、保税地域から引き取られるすべての外国貨物が課税 の対象となります。ただし、非課税又は免税となる貨物があります。
2. 納税義務者 (法5②)	外国貨物を保税地域から引き取る者は、その外国貨物に係る消費税の 納税義務者となります。 外国貨物を保税地域から引き取る者とは、関税法における輸入者すな わち輸入申告書に記載した名義人です。
3. 実質的輸入者 (基通11-1-6)	関税の減免税を受けるため、実質的な輸入者があるにもかかわらず、 課税貨物を国内で使用する者が輸入申告をする必要がある場合(限定申告)において、次の要件のすべてに該当するときは、その実質的な輸入者がその課税貨物を保税地域から引き取ったものとします。 ①実質的な輸入者が輸入貨物を輸入申告者に対して有償譲渡する ②実質的な輸入者が令の貨物の引取りに係る消費税等を負担する ③実質的な輸入者が輸入許可書等の原本を保存する
	輸入申告の名義人 保税地域   実質的な 輸入者   譲渡   貨物の 国内使用者
4. 保税地域 (関税法29、37、 42、56、62の2、 62の8)	保税地域とは、外国から輸入した貨物について関税の課税を保留した 状態で保管する地域をいい、輸出する貨物についても保税地域に搬入され、 輸出の許可の手続きが行われます。 保税地域は、①指定保税地域、②保税蔵置場、③保税工場、④保税展 示場、⑤総合保税地域の5種類です。
5. 外国貨物と内 国貨物 (関税法2① 三、四)	外国貨物と内国貨物は、輸入又は輸出の許可を受けているかどうかにより次のように区分されます。

#### 国境を越えた役務の提供がある場合

#### ■国境を越えた役務の提供に対する課税の特例

項	目	説明	
1. デジタ	ルコン	役務の提供の原則的な取扱によれば、日本国内で提	供を受ける電子書
テンツ	の提供	籍や音楽の配信等は、その提供を国内の事業者が行え	ば国内取引、国外
		事業者が行えば国外取引となります。そうすると、同	]じ電子書籍等であ
		っても、提供者の違いによって最終的な税負担が異な	ることとなり、国
		内外の事業者間で競争条件に歪みが生じます。	
		そこで、電子書籍や音楽の配信、クラウドサービス	などのデジタルコ
		ンテンツの提供は「電気通信利用役務の提供」と位置	ごづけられ、平成27

そこで、電子書籍や音楽の配信、クラウドサービスなどのデジタルコンテンツの提供は「電気通信利用役務の提供」と位置づけられ、平成27年度税制改正により、内外判定の基準が見直され、リバースチャージ方式及び国外事業者申告納税方式が導入されました。

#### 2. 内外判定

(法43二、 三、④、令6 ②六)

_	1人及び国外事業有中日前1九月以が特別でれるした。								
			×	分		内外判定			
					国内の本支原	店で受けるもの → 国内取引			
)			「事業者向	国内事業者	因从事类式	国外において行う資産の譲渡等に <u>のみ</u> 要するもの → 国外取引			
	役務の提供が行われた場所が明			が受ける場合	国外事業所 等で受ける もの	国内外において行う資産の譲渡等 に要するもの → 国内取引			
		電気通!	け電気通信			国内において行う資産の譲渡等に <u>のみ</u> 要するもの → 国内取引			
		信	信		国外の本支店で受けるもの → 国外取引				
		電気通信利用役務の提供」	用役務	国外事業者		国外において行う資産の譲渡等に <u>のみ</u> 要するもの → 国外取引			
			の提供	が受ける場合	PE*で受けるもの	国内外において行う資産の譲渡等 に要するもの → 国外取引			
	7明らかで		产						国内において行う資産の譲渡等に <u>のみ</u> 要するもの → 国内取引
	ないも		気〕	「消費者向け電 気通信利用役務	役務の提供を受ける者の住所、居所、本店所 在地が国内 → 国内取引				
	0			是供」	上記の場所が国外 → 国外取引				
		l ·   –		通信利用役務   以外	役務の提供を <u>行う者</u> の役務の提供に係る事務 所等の所在地が国内 → 国内取引				
		V)1	上一六.		上記の場所7	が国外 → 国外取引			
	₩ D	r /1	S		1-1:-1	トは 日本国内によっ届り始歩部			

- ※ PE (Permanent Establishment) とは、日本国内にある恒久的施設であり、次の3つに区分されています(法法141、法令185、186、所法164、所令289、290)。
- ①支店 PE: 支店、出張所、事業所、事務所、工場、倉庫業者の倉庫および鉱山・採石場等天然資源を採取する場所など
- ②建設 PE:建設、据付け、組立て等の作業、またはその指揮監督の役務の提供を1年を超えて行う場合のその場所
- ③代理人 PE: 国内に自己のためにその事業に関し契約を結ぶ権限のある者で、これを常習的に行使する者や、商品等の資産を保管し顧客への引き渡しを行う者、あるいは注文の取得等の重要な部分をする者

## 公益法人等の特例

#### ■分類と特例

項	目		説	明	
		国、地方公共団体、	公共法人、	公益法人等については、	おおむね次の
		ように区分して特例が	ぎ設けられて	います。	

			適用される特例	
区分	課税 単位	資産の譲渡 等の時期	仕入控除税額の計算	申告期限
国(一般会計)	0	0	課税標準額に対する消費 税額と仕入控除税額とを	申告義務
地方公共団体(一般会計)	0	0	同額とみなす	なし
国 (特別会計)	0	0		0
地方公共団体(特別会計)	0	0	特定収入がある場合の	0
消費税法別表第三に掲げる 公共法人、公益法人等	_	△ 要承認	仕入税額控除の特例	△ 要承認
人格のない社団等	_	-		_

※別表第三に掲げる法人には、例えば、一般社団法人、一般財団法人、 学校法人、宗教法人等があります。

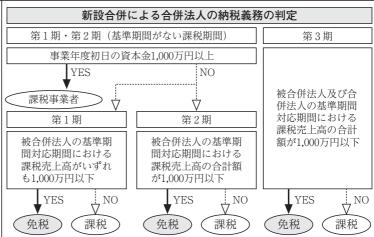
#### ■公益法人等の納税義務等

項目		頁 目	説	E	明
1. 収益事業と非		益事業と非	公益法人等については、治	去人税法では、収益	事業に限って課税し、収
収益事業			益事業を行っていない場合に	こは、申告納税の義務	身はありません。
١			しかし、消費税法では、『	又益事業であるか否7	かに関係なく、個々の取
١			引が国内における資産の譲渡	<b>度等に該当するかど</b>	うかで課税の対象を判断
١			します。		
١			公益法人等について、特別	川にその納税義務を免	免除する規定は設けられ
			ておらず、普通法人と同様に	二消費税の納税義務者	音となります。
	2. 寄附金収入 (法4、基通5-2- 14)		一般的な寄附金は、給付にです。 寄附金という名目であって ービスの提供の対価である場	ても、その実質が資産	産の譲渡又は貸付け、サ
		寄附金の判定		寄附を受けた事業者	寄附を行った者
	実		対価性なし	不課税	不課税
	実質で判定	対価性あり	課税資産の譲渡等の対価	課税売上げ	課税仕入れ (仕入税額控除の対象)
1	定		北理税資産の譲渡等の対価	非課税売上げ	<b></b> 課税仕入れでない

#### 企業組織再編成があった場合

項 目 合併・分割は、企業組織再編成のための組織法上の行為であり、その 1. 合併・分割に よる保有資産 事業承継のための資産や負債の移転は、法律上生じる包括承継であるこ の承継 とから、消費税法上の「資産の譲渡等」には該当せず、課税の対象には (숙2(1)二)なりません。ただし、現物出資、事後設立による資産の譲渡は、「資産 の譲渡等」に該当します。 区分 事業承継のための資産の移転 吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割 課税対象外 (不課税) 現物出資、事後設立、事業譲渡 課税の対象

2. 新設合併の場 合の納税義務 の免除の特例 (法2①五、五 の二、11③ ④、12の2、令 22③~⑥)



※この判定に加えて、特定期間における課税売上高による判定 (77ページ)、特定新規設立法人の判定 (85ページ) があります。

適格合併と 非適格合併 消費税には適格合併、非適格合併による課税上の取扱いの違いはありません。

#### 3. 吸収合併の場 合の納税義務 の免除の特例

(法11①②、 令22①②)

吸収合併による合併法人の納税義務の判定 合併事業年度 翌事業年度・ 翌々事業年度 合併前日まで 合併日以後 合併法人及び被合併 合併法人の基準 合併法人・被合併法人 法人の基準期間対応 期間における課 の基準期間対応期間に 期間における課税売 税売上高が、 おける課税売上高がい 上高の合計額が1,000 1.000万円以下 ずれも1.000万円以下 万円以下 YES ŻΝΟ ÖΝΦ **V**YES ŻΝΟ **▼**YES 免税 課税 免税 課税 免税 課税

※特定期間における課税売上高による判定 (77ページ) があります。また、 基準期間がない課税期間においては、資本金の額による判定及び特定 新規設立法人の判定 (85ページ) があります。

#### 個人事業者の場合

#### ■個人事業者の取扱い

項目	説明	
1. 課税の対象	個人事業者は、事業者の立場と消費者の立場をあわせも	っています。
(基通5-1-1、5-	- このうち、事業として行う売上げ及び仕入れのみが課税の	)対象となり、
1-8)	消費者の立場で行う自宅の売却や生活用品の購入等は、消費	費税の納税額
	の計算に関係しません。	

	判定	
法人 人格のない社団等	全ての取引	「事
	①独立、反復、継続して行われる譲渡、貸付け、役務の提供 ・所得税における事業所得に限らない ・その規模を問わない ②事業付随行為(事業用固定資産の売却など)	事業として」
個人事業者	独立、反復、継続して行われる譲渡、貸付け、役務の提供でなく、事業付随行為でもない  ・自宅の売却 ・事業資金の調達のためにする生活用資産の譲渡・仕入代金の支払いに代えて家事用資産を引き渡す代物弁済・会員権取引業者以外が行うゴルフ会員権等の譲渡・事業資金以外の預貯金の利子の受取り	に該当しない
事業を行わない個人が行う取引 給与を対価とする役務の提供		

## 2. 個人事業者と 区分

(基诵1-1-1)

事業者とは、自己の計算において独立して事業を行う者をいいます。 **給与所得者の** | 請負契約又はこれに準ずる契約に基づく業務の遂行ないし役務の提供は 「事業として」に該当し、雇用契約又はこれに準ずる契約に基づく役務 の提供は、「事業として」行うものに該当しません。

> 民法上、「雇用」とは、当事者の一方が相手方に対して労働に従事す ることを約し、相手方がこれに対してその報酬を与えることを約するもの、 「請負」とは、当事者の一方がある仕事を完成することを約し、相手方 がその仕事の結果に対してその報酬を支払うことを約するものとされて います。

> 契約によってその区分が判定できない場合には、例えば、次の事項を 総合勘案して判定することになります。

項目	総合勘案して判断
作業従事者の代替性あり	事業所得の要素
時間的拘束、指揮監督あり	給与所得の要素
完成品についての危険負担なし	給与所得の要素
報酬の支払者から材料等の供与あり	給与所得の要素

● 大工等の具 体例(大工等 の取扱诵達、

①作業従事者の代替性が認められる例

• 急病等により作業に従事できない場合には、本人が他の作業員を手 配し、作業に従事しなかった日数に係る本件報酬も本人に支払われ、

## 簡易課税制度

 ■簡易課税制度の概要			
項目	説明		
1. 簡易課税制度とは	簡易課税制度とは、実際の課税仕入れ等に係る消費税額にかかわりなく、その課税期間の課税標準額に対する消費税額を基に控除対象仕入税額を計算する方法をいいます。 なお、簡易課税制度を適用した場合、仕入税額控除により還付税額が生じることはありません。 適用の単位についての留意点は、課税事業者の選択と同じです。		
2. 適用要件	簡易課税制度は、届出書を提出して選択します。 簡易課税制度選択届出書を提出するか否かは納税義務者の任意ですが、 届出書を提出した後は不適用届出書の提出がない限り、基準期間におけ る課税売上高が5,000万円以下である課税期間については、必ず適用され ます。		
	簡易課税制度選択	基準期間におけ	ける課税売上高
	届出書の提出	5,000万円以下	5,000万円超
	あり	簡易課税	一般課税
	なし	一般課税	
3. 控除対象仕入 税額の計算 (法37①、基通 13-1-6)	控除対象		
4. 売上対価の返 還等と貸倒れ	簡易課税制度は仕入税額控除の特例であるため、簡易課税制度を適用している場合であっても、売上対価の返還等に係る税額控除及び貸倒れの税額控除は、一般課税の場合とかわりなく適用されます。		
5. 簡易課税制度 選択のポイント	の税額控除は、一般課税の場合とかわりなく適用されます。 簡易課税制度を選択した場合、課税標準額に対する消費税額から納付すべき消費税額を計算するため、仕入れについて区分経理や帳簿及び請求書等の保存が不要となります。 他方、個々の課税売上高がいずれの事業に該当するのかを把握しなければならないため、複数の事業を営んでいる場合には、課税売上高の区分の手数がかかります。 また、課税売上高に対する一般課税による控除対象仕入税額の割合が、みなし仕入率を上回る場合には、一般課税に比べて税負担が重くなります。したがって、簡易課税制度の選択は、事務負担の増減と税負担の増減とを勘案して判定することになります。 なお、免税事業者がインボイス発行事業者の登録により課税事業者となった場合は、令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する課税期間においては、簡易課税制度選択届出書を提出していても2割特例を適用することができます。 2割特例を143ページ		
6. 納税額の計算	簡易課税と一般課税の納付税額の計算方法を比較すると、次のページ のようになります。		

#### ■簡易課税の事業区分具体例

【卸売業・小売業】

【即冗果・小	 内 容	事業区分	備考
	仕入れた商品を事業者に販売	1	
	仕入れた商品を事業者しか入場できない特定の店舗で販売	1	
	事業者に会員証を交付し、会員証を提示した者にのみ	1	
	商品を販売することとしている場合	1	
	店頭に消費者には販売しない旨の掲示をして事業者で	1	
	なければ販売しない場合	1	
	仕入れた商品を事業者以外も入場できる店舗で相手の	2	
	確認を行わず販売	-	
	仕入れた商品を事業者以外に販売	2	
	販売した商品についてその後行う修理やメンテナンス	5	
	仕入れた商品について性質及び形状の変更を行って事	3	
	業者に販売	3	
各種商品卸	<b> 仕入れた商品について性質及び形状の変更を行って事</b>	3	
売業	業者以外に販売	3	
	代理商、中立商	4	
	商品代金と区別して受領する配送料	5	
	商品代金と区別して受領する配送料で運送業者等を利	課系	总対象外
	用し預り金として処理するもの	mivi.	707.130471
	商品代金と区別して受領する配送料を預り金として処	5	
	理した上で、利用した配送業者から受ける取次手数料		-ta Mir. In the last of the la
	無償で配送サービスを行う場合の商品の販売	1	事業者以外に対す
	配送料を商品代金に含めて行う商品の販売と配送サービス	1	る販売は第2種
	商品のこん包材、使用済みダンボール等の売却	١.	こん包材等を生じさ
		4	せた事業の区分に処理すること
	ウコの事業には田していた津畑 乳供 機材 供口笠		理することも可
	自己の事業に使用していた建物、設備、機材、備品等  の売却	4	
	仕入れた商品を事業者に販売	1	
	仕入れた商品を事業者以外に販売	2	
	販売した商品についてその後行う修理やメンテナンス	5	
	仕入れた商品について性質及び形状の変更を行って事		
	業者に販売	3	
	仕入れた商品について性質及び形状の変更を行って事		
	業者以外に販売	3	
	商品代金と区別して受領する配送料	5	
タチプロル	商品代金と区別して受領する配送料で運送業者等を利	=m -t	X + I
各種商品小	用し預り金として処理するもの	課刊	说対象外
売業	商品代金と区別して受領する配送料を預り金として処	_	
	理した上で、利用した配送業者から受ける取次手数料	5	
	無償で配送サービスを行う場合の商品の販売	2	事業者への販売は
	配送料を商品代金に含めて行う商品の販売と配送サービス	2	第1種
			こん包材等を生じさ
	商品のこん包材、使用済みダンボール等の売却	4	せた事業の区分に処
			理することも可
	自己の事業に使用していた建物、設備、機材、備品等	4	
1	の売却	4	

#### 【軽減税率と標準税率の具体例】

区分【軽減税率】		【標準税率】	判定のポイント	
分			137237 17 1	
	• 食用として販売される塩	<ul><li>工業用として販売される 塩</li></ul>		
	• 食用の籾(もみ)	<ul><li>人の飲用又は食用に供されるものではない「種籾 (たねもみ)」</li></ul>	食品とは、食品表示法に規定	
	<ul><li>ケーキの材料など食材と して販売されるかぼちゃ の種</li></ul>	• 果物の苗木など栽培用と して販売される植物及び その種子	する食品であり、人の飲用又は食用に供されるものをいう。	
食品表	<ul><li>かき氷</li><li>かき氷に用いられる氷や 飲料に入れて使用される 氷などの食用氷</li></ul>	<ul><li>保冷用の氷</li><li>ドライアイス</li></ul>		
が 法に規定	<ul><li>ミネラルウォーターなど の飲料水</li></ul>	<ul><li>水道水 (ペットボトルに 入れて食品として販売す る場合を除く)</li></ul>	水道水は、飲食用も含めた生活用水として供給されるものであり、食品に該当しない。	
食品表示法に規定する食品	• 人の食用に供される活魚などの水産物	・食肉加工することを目的 に販売する生きている 牛、豚、鳥	水産物は生きた状態で食品に 該当するが、畜産物は切断し た状態から食品に該当する (食品表示基準)。	
	• 賞味期限が近い「食品」 の特売	• 賞味期限切れの「食品」 を廃棄するための譲渡	廃棄のために譲渡する食品 は、人の飲用又は食用に供さ れるものではない。	
	<ul><li>百貨店等における高級食材の販売</li></ul>	• 高級食材とは別料金の箱 代	高級食材であっても軽減税率 の対象となる。	
	• 人の食用として販売する 果物 (購入者は動物の餌 にする目的)	<ul><li>牛や豚等の家畜の飼料</li><li>人が食べても害のない材料を使用したペットフード</li></ul>	購入者の使用目的は食品であるかどうかの判定に影響しない。	
医薬品	<ul><li>特定保健用食品、栄養機能食品</li><li>医薬品等に該当しない栄養ドリンク</li><li>医薬品等に該当しない健康食品、美容食品</li></ul>	• 医薬品等に該当する栄養 ドリンクや食品	「医薬品」、「医薬部外品」「再 生医療等製品」は食品に該当 しない。	
	・みりん風調味料	・みりん		
	・ノンアルコールビール	・ビール、発泡酒	   酒税法に規定する酒類は食品	
酒類	<ul><li>料理酒などの発酵調味料 (アルコール分が一度以 上であるものの塩などを 加えることにより飲用で きないようにしたもの)</li></ul>	・料理に使用する目的で購入する日本酒	個概伝に焼足りる個類は良品に該当しない。酒類の判定は、アルコール分1度以上の飲料であるかどうかによる。	